

お知らせ

県営住宅入居者を募集

■**県営住宅** 県内に住んでいるか勤務し、すでに同居しているか同居しようとしている月額所得が20万円以下の世帯が対象です。

【**大屋樽見テラス**】(S56年度建設) 募集戸数/1戸(10号室、3K64・92㎡) ※入居3人以上

【**養父広谷上箇鉄筋**】(S57年度建設、3DK61・76㎡) 募集戸数/3戸(1号棟106号室、1号棟403号室、1号棟405号室) ※入居3人以上

【**広谷上野テラス**】(S48年度建設) 募集戸数/1戸(17号室、2DK46・17㎡) ※入居2人以上

【**八鹿九鹿鉄筋**】(H5年度建設) 募集戸数/1戸(1号棟301号室、3LDK60・98㎡) ※入居3人以上

▼**申込方法** 3月22日(火)から28日(月)までの間に、養父市役所都市計画課(☎662・3166)又は各地域局に申し込んでください。

景観の形成等に関する条例が改正されます

平成17年4月1日から景観形成地区内では、屋外での自動販売機設置について届出が必要になります。

■景観の形成等に関する条例の改正

兵庫県では、多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く、「美しい兵庫」づくりをめざして、県民の皆さんと協力しているいろいろな施策を展開しています。なかでも、良好な景観づくりは重要な柱の一つであり、「景観の形成等に関する条例」に基づき積極的に取り組んでいます。最近では、県民の方々の景観形成に対する意識が高まり、より地域の特性を踏まえた景観のあり方が問われるようになってきました。

以上のことから、景観形成地区を分類し、地区の特性に応じた景観形成基準および届出対象行為について見直しを加えられた改正条例が4月1日からスタートします。(お問い合わせ)養父市役所都市計画課(☎662-3166)

①これまでの景観形成地区が4つに分類されます

景観形成地区の名称	地区の要件
歴史的景観形成地区	伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域
住宅街等景観形成地区	良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発により新たに住宅街等が整備される区域
まちなか景観形成地区	駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域
沿道景観形成地区	国道、県道等の沿道の区域

※既に指定済みの八鹿町八鹿地区及び大屋町大杉地区は、歴史的景観形成地区か住宅街等景観形成地区、もしくはまちなか景観形成地区のいずれかに分類されます。

②地区ごとの景観形成基準と届出対象行為

名称	景観形成基準の項目	届出の対象行為
歴史的	①、③、④	①、②、③、⑤
住宅街等	①、③、④	①、②、③、⑤
まちなか	①、④	①、②、③
沿道	②、③、④	④、⑤

※歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区になると、従来からの建築物等に加えて、屋外における自動販売機の設置についても届出が必要になります。

●景観形成基準の項目

- ①建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
- ②広告物等の位置、材料、色彩、形状、面積等
- ③屋外に設置する自動販売機の位置、色彩等
- ④その他景観の形成を図るために必要な事項

●届出対象行為の項目

- ①建築物等の新築、改築、増築又は移転
- ②建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え
- ③建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更
- ④広告物等の表示又は設置
- ⑤屋外における自動販売機の設置

自動販売機の設置に関する景観形成基準については当面の間、兵庫県が作成した素案をベースにしながら皆さんのご意見をお聞きして八鹿地区と大杉地区の基準作りをしていきます。また、景観形成地区分類の見直しについても、みなさんのご意見をお聞きしながら検討していきます。

●自動販売機の設置に関する景観形成基準素案(兵庫県作成)

項目	景観形成基準イメージ
位置	道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。
意匠	企業名、商品名等広告面を極力控えるなど、周辺環境との調和に配慮する。
色彩	基調となる色彩については、建築物に付帯する場合は、当該建築物と調和した色彩とする。これ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。
その他の設置の方法	・複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置するものとする。 ・機能上支障のない程度に、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。